

日本顕微鏡歯科学会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は日本顕微鏡歯科学会（Japan Association Microscopic Dentistry）と称し、略称を JAMD とする。

(事務局)

第2条 本会は事務局を（有）ファーストタイム（山梨県北杜市長坂上条2534-5）内に置く。

(目的)

第3条 本会は顕微鏡を用いた高度で且つ正確な診断、治療が歯科医療を取り巻く環境において行われ、その事によって、国民の健康に寄与し、国民が豊かな生活を送れることを目的とする。

そのために医科歯科医療に関係する者が会員となり、

- (1) 顕微鏡を用いた、正確で確実な診断法の開発、改良ならびに教育
- (2) 顕微鏡を用いた、正確で確実な治療法の開発、改良ならびに教育
- (3) 正確で確実な診断、治療の為の顕微鏡治療器具の開発、改良

以上の事項に対し会員が研鑽を行い、日本の歯科治療ならびに教育の水準を向上させ、国民が信頼できる医療の普及を行う。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を果たすために次の事業を行う。

- (1) 学術大会の開催
- (2) 国内外における顕微鏡歯科関連団体との交流および情報交換
- (3) 学会機関誌およびその他の出版物の刊行
- (4) 顕微鏡歯科に関する各種資格の認定および養成
- (5) 顕微鏡歯科に関するセミナー・研修会の開催
- (6) 顕微鏡歯科に関わる研究および調査
- (7) ホームページなどによる顕微鏡歯科に関する普及啓発
- (8) その他本会の目的達成に必要と認める事業

第2章 会員

(種別)

第5条 本会は次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員：本会の目的に賛同する医師、歯科医師及び歯科医療関連職種の者で正会費を納入した者で、所定の入会手続きを完了した者
- (2) 準会員：歯科医療関連職種の者で所定の手続きを完了した者
- (3) 法人会員：本会の趣旨に賛同する団体で、理事会の承認を受け、所定の入

会手続きを完了したもの

(入会)

第6条 本会に入会を希望する者は所定の申込書に記入し、入会金及び1年分の年会費を添えて申込むものとする。

(資格の喪失)

第7条 会員は次の事由により資格を失うものとする。

- (1) 退会届を提出し受理された場合
- (2) 本人が死亡又は行方不明のとき、および会員である団体が消滅したとき
- (3) 会費を継続して3年以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第8条 会員で退会しようとする者は、会長宛に届け出て、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは理事会で協議の上、当該会員を除名する事が出来る。

- (1) 本会の規約または総会の議決に違反したとき
- (2) 本会の名誉を著しく傷つけ、または目的に反する行為があったとき
- (3) その他正当な事由があるとき

2. 前項の規定により会員の処分を行う場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えねばならない。

第3章 役員および評議員

(種別および定数)

第10条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長3名
- (3) 事務局長1名
- (4) 副事務局長1名
- (5) 理事 (1)～(4)以外に30名以内
- (6) 監事2名

2. 任期中で欠員を生じた場合は、理事会にて対応を協議し、必要に応じて補充を行う。

(職務)

第11条 会長は本会を代表し会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故もしくは支障があるときはその職務を代行する。

3. 事務局長は本会の運営に必要な事務を司る。

4. 副事務局長は事務局長を補佐し、事務局長に事故もしくは支障があるときはその職務

を代行する。

5. 理事は、理事会を組織し会務を執行する。

6. 監事は、会務および会計を監査する。

(選任等)

第12条 役員の選任は次の手順でおこなう。

(1) 会長は評議員会で出席者の過半数の賛成で選出され、総会において承認を得るものとする。

(2) 副会長、事務局長、副事務局長は会長により任命され、総会において承認を得るものとする。

(3) 理事は正会員の中から会長が委嘱するものとする。

(4) 監事は正会員の中から理事会で選出し、総会で承認を得るものとする。

(5) 監事は理事を兼ねてはならない。

(任期)

第13条 役員の任期は2年とする。

2. 会長を除く、他の役員の再任は妨げない。

3. 補欠のために、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

4. 役員は辞任または任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(評議員)

第14条 本会に評議員を置く。

2. 評議員は理事会において正会員の中から選出し、会長が委嘱する。

3. 評議員は100名以内とする。

4. 評議員の任期は2年とし再任を妨げない。

第4章 会議

(種類)

第15条 本会の会議は総会、理事会、評議員会、委員会とする。

2. 総会は通常総会および臨時総会とする。

(1) 会員をもって構成し、会務の運営に必要な事項を議決する。

(2) 通常総会は年次大会時に開催する。

1) 事業報告、事業計画および会計に関する報告を行う。

2) 評議員会での決定事項を報告する。

3) その他、本会の運営に関する事項

4) 総会の議長は出席した会員の互選で決める。

5) 議事録を作成し、議長及び総会にて選任された議事録署名人2名以上が署名もしくは記名押印しなければならない。

(3) 臨時総会の開催は理事会にて決する。

3. 理事会は、会長、副会長、事務局長、副事務局長、理事をもって構成し、会務の運営に必要な事項を立案し、審議決定をする。

(1) 会長が招集し、開催する。

(2) 理事会では以下の事項を協議の上決定する。

1) 前大会会計報告

2) 本大会実施状況

3) 次期大会準備状況

4) 2年後、3年後の大会主催者確認

5) 各種委員会活動報告

6) その他、本会の運営上の重要事項

(3) 理事会の議長は会長が務める。会長が議長を務める事が出来ないときには、副会長が務める。

(4) 監事は出席し、意見を述べるができる。

(5) 通常総会と併催する以外に協議事項がある場合は e メールを利用して行う。

1) メール会議の議決に関しては1週間以内に返答しなければならない。

2) 期限までに返答がない場合は賛成と見なされる。

(6) 会長が必要を認めた臨時開催は妨げない。

(7) 議事録を作成し、出席した会長および監事は署名もしくは記名押印しなければならない。

5. 評議員会は、評議員を持って構成する。

(1) 通常総会と併催し、理事会終了後に開催する。

(2) 評議員会の議長は評議員の中から選出する。

(3) 評議員会では以下の事項を協議する。

1) 総会に提出する事項

2) 前大会会計報告

3) 本大会実施状況

4) 次期大会準備状況

5) 2年後、3年後の大会主催者確認

6) 各種委員会活動報告

7) 会長もしくは理事が必要と認めた事項

8) その他、本会の運営上の重要事項

(4) 議事録を作成し、議長及び評議員会において選任された議事録署名人2名以上が署名もしくは記名押印しなければならない。

(議決)

第16条 理事会の議決は出席理事の過半数による。可否同数の場合は、議長の決するところとする。

2. 2. 評議員会の議決は出席者数の過半数による。可否同数の場合は、議長の決するところとする。

3. 3. 総会の議決は、出席正会員の過半数による。可否同数の場合は、議長の決するところとする。

4. 4. 監事は採決に加わることができない。

第5章 会計

(会費)

第17条 本会の入会金は5,000円、年会費は準会員5,000円、正会員13,000円、法人会員30,000円とし、会計年度の当初に納付するものとする。納入済の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(経費)

第18条 本会の経費は、入会金、年会費、寄付金、事業に伴う収入、その他の収入により支弁する。

2. 主な経費を下記に挙げる。

(1) HPの運営費

(2) 事務局の運営費

(3) 臨時理事会の開催経費

(4) 学術大会補助(20万円)

1) 大会終了時に事務局に返還する義務は無いが、黒字の場合は大会会長の決算によって返還する事もある。

2) 大会会長は大会開催準備資金として、必要な金額を事務局に申し出る事ができる。貸与金額については理事会で決定する。

(5) 機関誌 (THE INTERNATIONAL JOURNAL OF MICRODENTISTRY) の発行

(6) その他本会に必要と認められる事業

(事業年度)

第19条 本会の事業年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第6章 会務

(委員会)

第20条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、以下の委員会を常置する。

(1) 編集委員会

(2) 認定審議委員会

(3) 渉外広報委員会

- (4) 倫理審査委員会
- (5) 利益相反委員会
- (6) 規約改正委員会
- (7) 総務委員会

- 2. 本会は、臨時に委員会を設置することができる。
- 3. 委員会はその目的とする事項について、調査し、研究し、または事業を遂行する。
- 4. 委員会は委員長1名、その他数名の委員で構成する。
- 5. 委員会の委員長は理事が兼任し、委員は会長が委嘱する。

(事務委託)

第21条 本会は、会務を処理するために、理事会の議を経て、事務の一部又は全てを外部に委託することができる。

(運営)

第22条 会務の運営及処理については、別に定める。

(旅費)

第23条 出張旅費規則程については、別に定める。

第7章 雑則

(会則の変更)

第24条 本会則の変更は、理事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

(細則及び諸規則)

第25条 本会則の実施に必要な細則及び規則等は、理事会の議を経て別に定め、総会の承認を得なければならない。

附則

本規約は平成18年1月1日より施行する。

本規の改訂には、評議委員会で出席者の過半数の賛成を必要とする。

平成19年4月22日に一部改正し、平成20年1月1日施行する。

平成21年4月18日に一部改正し、平成21年5月1日施行する。

平成23年4月15日に一部改正し、平成23年12月1日施行する。

平成27年4月17日に一部改正し、平成27年5月1日施行する。

平成28年4月18日に一部改正し、平成28年5月1日施行する。

平成29年4月15日に一部改正し、平成29年5月1日施行する。